



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧

周知

- 1ページ ・ 買物交流バス運行のお知らせ
・ からむし工芸博物館展示室の村民無料開放について
・ 村税等納期のお知らせ
- 2ページ ・ 診療所からのお知らせ
- 3ページ ・ 村税の納税通知書の様式が変更され納付方法が拡充されます
- 6ページ〜 ・ 令和5年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表

イベント

- 4ページ ・ いつまでも自分らしくイキイキと!!
・ 博物館ポイント展開催のお知らせ

募集

- 5ページ ・ 昭和村農業委員会の任期満了に伴う
農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

周知 買物交流バス運行のお知らせ

村内の商店や役場、金融機関などをめぐります。

職員がバスの乗降やお買い物のお手伝いもいたしますので、お一人での買い物が不安な方もお気軽にお申込みください。ご利用は無料です。

● 運行日と対象地区

1. 令和5年4月14日(金)

(松山・野尻・中向・下中津川・小中津川にお住まいの方対象)

2. 令和5年4月19日(水)

(佐倉・喰丸・両原・大芦・小野川にお住いの方対象)

※午前9時～正午までの運行となります。

● お申込み

運行日の約一週間前までに**昭和村社会福祉協議会(電話57-2655)**までお申込みください。後日、迎えの時間をご連絡いたします。

【主催】昭和村社会福祉協議会

【協力】昭和村民生児童委員協議会

【後援】昭和村、昭和村商工会、NPO芋麻倶楽部

☎ 昭和村社会福祉協議会 ☎ 57-2655

周知 からむし工芸博物館展示室の村民無料開放について

令和5年度も、昭和村民及び昭和村出身の学生を対象に、からむし工芸博物館を無料で開放しますので、ぜひお越しください。

1. 実施期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

2. 開館時間

午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

☎ からむし工芸博物館 ☎ 58-1677

周知 令和5年度 村税等納期のお知らせ

令和5年度村税等納期について別紙のとおりお知らせします。

納期の確認にご活用ください。

☎ 総務課 住民係 ☎ 57-2113

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

令和5年度から個人住民税（普通徴収）の前納報奨金を廃止します

▶前納報奨金とは？

戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の中で、市町村の財政基盤を強化するため、税収の早期確保と納税意識を高めることを目的に、全国自治体で導入された制度です。

この制度は、住民税（普通徴収）と固定資産税を納期前に一括して納付した場合に報奨金として交付（実際には差引後の税額を納付）するものです。

▶制度廃止の理由

- (1) この制度の適用税目は、住民税の普通徴収分と固定資産税に限定され、住民税を給与から天引き（特別徴収）されている人はこの制度を利用できないため、納付者間に不公平が生じていること。
- (2) 全額一括納付できるだけの資力に余裕がない人にとっては利用しづらい制度であり、納税者間に不公平が生じていること。
- (3) 金融機関窓口での納付、口座振替の普及による納期内自主納付が浸透したことにより、当初の目的がおおむね達成されたとして、県内市町村も含めすでに多くの自治体で廃止されていること。

これまで、早期納付にご協力頂きました皆様には、心からお礼を申し上げます。

制度廃止へのご理解と引き続きの納期内納付にご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

☎ 総務課 住民係 ☎ 57-2113

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

・4月の内科診療は4月3日～14日まで午前中のみの診察対応となります。4月17日以降の内科診療日につきましては、村防災無線及び広報お知らせ版にて後日お知らせいたします。

○ 歯科は完全予約診療です。

（急患応相談、事前にお電話ください。）

○ 歯科受診の方は、通常の診療所バスを運行いたします。

○ コロナウイルス感染症対策のため、来所の際は自宅で体温を測っていただき、必ずマスクを着用願います。

発熱等の症状がある場合には来所しないで（家族も含む）、まずお電話でご相談ください。

（57-2255）

残薬をご確認の上、早めの受診をお願いします。

月日	内科	歯科	バス
4月5日(水)	休診	○	
6日(木)	休診	休診	松山～野尻
7日(金)	午前のみ	○	大芦
10日(月)	午前のみ	○	下中津川
11日(火)	午前のみ	○	小中津川～両原、小野川
12日(水)	休診	○	
13日(木)	午前のみ	○	松山～野尻
14日(金)	午前のみ	○	大芦
17日(月)	17日以降 の診療日に ついては、 村防災無線 及び広報お 知らせ版に て後日お知 らせしま す。	○	下中津川
18日(火)		○	小中津川～両原、小野川
19日(水)		○	
20日(木)		○	松山～野尻
21日(金)		○	大芦
24日(月)		○	下中津川
25日(火)		○	小中津川～両原、小野川

○ 内科（4月14日までは午前中のみの診察となります）
午前9:00～11:15（受付）

○ 歯科 午前9:00～11:30 / 午後 1:30～4:00

☎ 診療所 ☎ 57-2255

周知 村税の納税通知書の様式が変更され納付方法が拡充されます

令和5年4月から、各種村税の納税通知書の様式が変更となります。

今回の様式変更により納税通知書に印字される「地方税統一QRコード」及び「eL番号」を利用して、納税通知書に記載されている昭和村指定（代理）金融機関窓口に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口や地方税共同機構が新たに開設する「地方税のお支払いサイト」にて、納付することができるようになります。

軽自動車税の納税通知書のイメージ（対象税目ごとに様式は異なります。）



【対象税目】

- ・ 村県民税（普通徴収）
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税（種別割）
- ・ 国民健康保険税（普通徴収）

【納付方法】

●金融機関窓口

納税通知書に記載の昭和村指定（代理）金融機関以外でも全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付することができます。

※ゆうちょ銀行（令和5年5月8日取扱開始予定）

※その他全国の地方税統一QRコード対応金融機関については、金融機関ごとに取扱開始時期が異なるため、納付される際に金融機関へお問い合わせください。

●地方税お支払いサイト

「地方税お支払いサイト」から「地方税統一

QRコード」及び「eL番号」を利用して納付することができます。

※使用方法等は「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

●スマートフォン決済アプリ

「スマートフォン決済アプリ」で「地方税統一QRコード」を読み取って納付することができます。

※利用可能なアプリは「地方税お支払いサイト」をご確認ください。

※アプリの使用法等は各アプリのホームページをご確認ください。

●その他

地方税共同機構ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>
地方税お支払いサイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

☎ 総務課 住民係 ☎ 57-2113

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

イベント 昭和村アクティブシニア活動支援事業
いつまでも自分らしくイキイキと!!

バンドグループ「ほうき星」による演奏会や、シニア世代でも現役で活躍されている方々のお話、コミュニケーションを学ぶ講演会を下記のとおり開催します。

お好きな時間帯のみの参加も可能です。
お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

- 日 時：令和5年4月23日（日）
午後1時～4時10分
- 場所：昭和村公民館 2階研修室
- 内容：歌と演奏 ほうき星
(午後1時～1時20分)
対談 農家民宿 寿満笑留（すまいる）
経営 阿久津春江さん
(午後1時30分～1時50分)
お話 現・公立小学校教員
我妻ひとみさん
(午後1時50分～2時20分)
講演 「イキイキと自分らしく生きる
ためのコミュニケーション」
親業シニアインストラクター
大屋弘子さん
(午後2時30分～4時)
- その他：参加費無料、お申込み不要です。
実施団体：親業サークル續みの会
代表 五十嵐由美

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

イベント 博物館ポイント展開催のお知らせ

下記の日程で、博物館ポイント展を開催します。普段収蔵庫で保管されている博物館資料をみることのできる貴重な機会ですので、是非、御来館ください。

1. 企画展名
「昭和村のSDGsーはぬいっこ袋と端布の利用ー」
2. 内容
はぬいっこ袋とは、布の端切れを縫い合わせて作った袋で、昔は講事や葬式での無尽米を入れる袋として利用されました。
今回は、平成19年に収集された貴重な資料を再び御覧いただきます。
3. 期間
令和5年4月1日（土）～5月31日（水）
4. 場所
からむし工芸博物館展示室
5. その他
昭和村民は無料で入館できます。御来館の際は、博物館受付へお申し出ください。
☎ からむし工芸博物館 ☎ 58-1677

▶ 次頁にも、続きがありますので、ご確認ください。

昭和村農業委員会の任期満了に伴う 農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集について

令和5年7月19日を以て、現農業委員の任期が満了となることから、農業委員会法に基づき、新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・募集を行います。

推薦・募集期間	令和5年4月3日(月)～令和5年4月30日(日) [28日間]	
推薦・募集人数	農業委員 14名以内 農地利用最適化推進委員 2名以内(下中津川地区、矢ノ原地区)	
推薦・応募の方法	推薦及び応募により、持参または郵送、電子メール等により提出 ※応募を希望する際は事務局より応募用紙を配布いたします。	
推薦・応募の資格	農業委員	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者。 一 昭和村に住所を有する者、または村外に住所を有する者も可 二 昭和村の職員でない者
	農地利用最適化推進委員	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で推進委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者 一 昭和村に住所を有する者、または村外に住所を有する者も可 二 昭和村の職員でない者
応募をすることができない者	一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
任期	農業委員 令和5年7月20日から令和8年7月19日(3年) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から令和8年7月19日(3年)	
報酬	農業委員 基本額：144,900円/年 及び能率給 農地利用最適化推進委員 基本額：115,900円/年 及び能率給	
推薦・応募書類の提出先	昭和村農業委員会 事務局(産業建設課産業係内) 〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652 TEL 0241-57-2117 FAX 0241-57-3044 電子メール sangyou@vill.showa.fukushima.jp	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会定例総会の出席 (農業委員は毎月、農地利用最適化推進委員は必要に応じ招集) ・ 農地法に関する農地の現地確認業務 ・ 農地パトロール ・ 地域計画(人・農地プラン)作成に伴う集落における話し合いへの参加 ・ 新規就農者支援(農地貸借)など 	

☎ 昭和村農業委員会 ☎ 57-2117

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

周知 令和5年度 昭和村の補助金・助成金等一覧表

令和5年度、村民のみなさまにご活用いただける補助事業等を分野ごとに取りまとめました。その概要をお知らせしますので、詳細は各担当までお問い合わせください。

医療

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1 (新)	不妊治療費 助成事業	不妊治療を受けている方で保険適用の不妊治療費でかかる費用のうち、支払った一部負担の費用について助成します。	①一般不妊治療 一部負担額 ②生殖補助医療 一部負担の内 1/3	—	保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645

福祉

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	高齢者世帯援助金	本村の住民で定住（5年以上）の意思のある高齢者世帯（年齢65歳以上の方のみで構成される世帯、ただし、その世帯と同じ住所に年齢65歳未満の方が住んでいる場合は非該当）の住民が排除雪（屋根ぐし電熱線や消雪設備等）を整備したときに、その費用の一部を助成します。	1/2	屋根ぐし電熱線 20万円 消雪設備等 15万円	保健福祉課 福祉係 ☎ 57-2645
2	高齢者世帯等 除雪費用助成事業	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業（除雪機械貸出事業も含む）を利用した高齢者世帯等に対して、かかった費用の一部を助成します。	1/3	2万円	保健福祉課 ☎ 57-2645 社会福祉協議会 ☎ 57-2655
3	除雪支援事業 支援者確保助成金	昭和村社会福祉協議会で実施する除雪支援事業の作業員登録をすることを条件に、除雪機械運搬車及び除雪機械の購入に係る費用の一部を助成します。	1/3	50万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
4	ボランティア団体 支援助成金	村内のボランティア団体が継続して活動できるよう、運営費の一部を助成します。	—	1万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655
5	ボランティア活動 助成金	村内のボランティア団体が行うボランティア活動に対して費用の一部を助成します。	—	3万円	社会福祉協議会 ☎ 57-2655

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、
ご確認ください。

農業

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1 (改)	担い手農業者 経営強化支援事業	人・農地プランで地域の中心となる経営体に指定されており、園芸作物を主とする農業経営を行っている農業者が、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具購入費用の一部を助成します。	1/2	200万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
2 (新)	景観形成作物普及 拡大推進事業	村内の農地保全、耕作放棄地や遊休農地解消のために、村が指定する景観形成作物を10a以上栽培する団体や法人（農用地利用改善組合や営農生産組合等）へ助成します。	10aあたり 13,000円	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
3	有害鳥獣防護柵等 設置事業	有害鳥獣による農作物等への被害防止、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵を導入する費用の一部を助成します。	【個人】 1/2 【団体】 3/4	【個人】 20万円 【団体】 90万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
4	新規狩猟者 育成事業	昭和村における有害鳥獣による農林業等への被害防止と有害鳥獣捕獲に従事できる者の育成を図るため、新規にわな猟免許及び銃猟免許を取得する方に対し費用の一部を助成します。	7/10	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
5	わな等購入事業	狩猟免許所持者が、有害鳥獣捕獲のために使用するわな等購入費用の一部を助成します。	1/2	2万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
6	病虫害防除事業	農業者が実施するカメムシ防除に要する薬剤購入費用の一部を助成します。	1/2	—	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117
7	特産物商品化 支援事業	昭和村で生産された特産物を商品化、販売する経費に対して助成します。	—	1件につき 上限30万円	産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

就労

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	除雪オペレーター 育成支援事業 補助金	村内の国道・県道・村道及び公共施設の除雪を行う村内事業所及び村直営オペレーターに対して、免許取得時の経費の一部を助成します。	1/2	10万円	産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、
ご確認ください。

定住

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	空き家住宅改修援助金	定住を目的として、空き家バンクに登録された物件の必要な改修・修繕等を行う所有者もしくは利用者に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
2	移住者住宅取得支援事業補助金	県外から移住し、住宅（空き家等）を取得する方に、住宅の取得に係る経費等の一部を助成します。また、県と連携した事業で県と共同の補助を行います。 ①補助対象者：県外に半年以上居住していた実績があり、県外住所を転出した日から5年以内に村内へ移住した方 ②補助対象経費：住宅の取得経費（家屋改修、登記に係る経費は除く。）の1/2 ③補助上限：村70万円、県70万円	1/2	140万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
3	就職奨励金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある新卒者、50歳未満のUターン者等が事業所または自営業に就職したときもしくは、50歳未満のKターン者が12月以上就職を継続した状態で定住する意思を表示したときなどに就職奨励金を支給します。ただし、官公署及び村が出資している団体等規則で定める事業所は該当となりません。	—	10万円	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
3	出産祝金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある方が新生児を出産したとき、出産祝金を支給します。	—	10万円/人	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
4	結婚祝金	本村の住民で、定住（5年以上）の意思のある方が婚姻（いずれかが初婚）をしたとき、結婚祝金を支給します。	—	10万円/組	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
5	結婚資金貸付金 利子援助金	本村の住民で定住（5年以上）の意思のある方が、婚姻または婚姻しようとするために必要な資金の貸付（限度額250万円）を受けた場合において、当該借入金に利子（償還期間5年以内、年利7%以内）が生じた時に、利子援助金を支給します。	定額	—	産業建設課 観光交流係 ☎ 57-2124
6	空家解体費用補助金	自己の所有する空家（居住目的）で、村空家対策等協議会が認定する「特定空家」の解体及び撤去を行う方に対してその費用の一部を助成します。	2/3	100万円	総務課 総務係 ☎ 57-2111
7	未来を描く地域 団体応援事業 (地域未来創生事業)	地域団体・法人・非営利組織・その他任意団体が、地域の課題解決や持続可能な地域の形成、地域の活性化につながる革新的な取組を行う際に必要な事業経費を補助します。	定額	100万円	総務課 企画創生係 ☎ 42-7717

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

子育て

No.	事業名	事業概要	補助率	補助上限額	担当
1	産後ケア事業	<p>出産後1年以内の産婦と乳児を対象に、産後の体調不良や育児不安の軽減に対応するため、助産院等で宿泊や日帰りで助産師や看護師のケアや授乳指導を受ける費用の一部を助成します。</p> <p>【個人負担】</p> <p>1: 宿泊ケア 1泊2日 3,000円 2: 日帰りケア 1日 1,500円</p>	—	<p>宿泊ケア 7日まで</p> <p>日帰りケア 5日まで</p>	<p>保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645</p>
2	1ヶ月児健康診査助成事業	<p>病院や産院における生後1ヶ月児健康診査費用を助成します。</p>	—	5,000円	<p>保健福祉課 保健係 ☎ 57-2645</p>
3	昭和村就学援助費	<p>経済的理由によって就学困難と認められる昭和村の小学校・中学校に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助します。</p>	—	—	<p>教育委員会 ☎ 57-2164</p>
4	奨学資金貸付金	<p>以下の資格要件に該当した学生に対して奨学資金を貸付します。</p> <p>①高等学校、大学及び高等専門学校又は専修学校に在学又は入学が決定した者で、品行が正しく、学術に優れ健康であること。</p> <p>②昭和村内に本人又は保護者が引き続き1ヶ年以上住所を有していること。</p> <p>③経済的理由により、修学が困難と認められること。</p> <p>※奨学生選考委員会で審議し、昭和村教育委員会教育長が決定します。</p>	—	<p>高校生 月額3万円以内</p> <p>大学生等 月額5万円以内</p>	<p>教育委員会 ☎ 57-2164</p>